

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

南丹市 総務部 監理課

### 法定外労災保険の付保の要件化について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられました。

つきましては、南丹市が発注する下記の対象工事について、法定外の労災保険を付保する必要がある旨を特記仕様書へ記載しますので、付保していることが分かる保険証券等の書類の写しを監督職員に提示していただくようお願いします。

#### 記

#### 1. 対象となる工事

以下の基準書を適用する、全ての工事とします。

- (1) 令和2年8月以降の土木工事標準積算基準書
- (2) 令和2年8月以降の国土交通省機械設備工事積算基準
- (3) 令和2年8月以降の公園緑地工事標準積算基準書
- (4) 令和2年度版以降の治山林道必携
- (5) 令和2年度以降の土地改良工事積算基準書
- (6) 令和2改訂版以降の水道事業実務必携

※建築工事については、引き続き対象とする。

#### 2. 設計図書への明示

特記仕様書に次の内容を明示します。

(法定外の労災保険の付保)

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員または、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- 3 受注者は、工事請負契約書約款第50条の規定に基づき、法定外の労災保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを現場施工に着手するまでに監督職員に提示しなければならない。なお、保険期間については、工事着工の日から工事完成期限後14日までとする。
- 4 本工事で求める「法定外の労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

### 3. 保険付保の確認

工事請負契約書第50条（火災保険等）において、受注者が保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならないとされています。これに基づき、受注者が、現場施工に着手するまでに法定外の労災保険への付保の状況を確認することとします。なお、保険期間については、工事着工の日から工事完成期限後14日までとします。

### 4. 適用時期

令和3年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行う案件から適用する。

#### 【参考】建設工事に関連する保険等

	目 的	保険等の種類
本通知の対象外	工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険	建設工事保険 土木工事保険 組立保険 火災保険
	建設機械器具に生じる損害を填補する保険	動産総合保険 機械保険
	運送中の工事材料、建設機械器具等に生じる損害を填補する保険	貨物海上保険 運送保険
	工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険	請負業者賠償責任保険
法定外の労災保険	工事作業員の身体傷害を填補する保険	法定外労災補償（建設共済等） 労働災害総合保険 障害保険

（引用：公共工事標準請負契約約款の解説）